

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金について

全日本トラック協会では、交通事故を削減するために事業用トラック（車両総重量3.5トン以上、8トン未満に限る。）に衝突被害軽減ブレーキ装置を導入した場合、その費用の一部を助成します。

《助成対象者》

中小企業基本法第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）である会員事業者。

《助成対象装置》

車両総重量3.5トン以上、8トン未満の事業用トラックに搭載した衝突被害軽減ブレーキ装置であり、国の「事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）」と同一のもの。

《助成額》

衝突被害軽減ブレーキ装置の取得価格の1/2 上限5万円

※国の補助金との併用は妨げない。

《助成対象期間、申請受付期間》

当該年度4月1日から3月15日

※予算に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。

《申込手続き》

該当装置を導入後に、「申請書兼実績報告書」に必要書類を添付し助成対象期間内に、岡山県トラック協会へ提出してください。